

キャリア形成支援制度

中当建設株式会社

1. 教育訓練目的

会社は、派遣労働者が専門的業務に従事するために、業務の精度を高める教育訓練を行うことで職業能力を向上させ、その後の職種転換や階層別へ進むことが出来るよう、中長期的なキャリア形成の支援を目的とする。

2. 対象者

雇用している全ての派遣労働者を対象とする。

3. キャリアコンサルティングの相談窓口と実施

当社派遣労働者のキャリア形成に関する相談窓口を事務所内に設置する。キャリアコンサルティングを定期的の実施し、希望があれば随時実施する。

- ・担 当 者： 中村 久成
- ・申 込 先： 電話及びEメールによる申し込み
(電話番号及びEメールアドレス公開)
- ・実施方法： 面談及び電話による相談
- ・実施手法： 別紙「派遣労働者のキャリア形成を念頭に置いた派遣先の提供のための事務手引、マニュアル」に沿って行うものとする。

4. 賃金支払・費用負担について

- ① 教育訓練にかかる費用は、会社負担とする。
- ② 教育訓練を受講する時間は、労働時間として扱い、相当の賃金を支払う。

5. 教育訓練の実施計画

実施する教育訓練内容は、別紙「キャリアアップに資する教育訓練内容」によるものとする。

6. 教育訓練計画の周知

労働契約締結前に書面にて明示のうえ、事務所内にて備え付けるものとする。
なお、変更があった場合は、速やかに派遣労働者全員に周知を行う。

7. キャリア措置に関する書類及び記録の保存

キャリアアップ措置に関する書類及び記録等は、労働契約終了後及び更新された場合は当該更新契約終了後、3年間は保存するものとする。

様式第3号-2 (第1面)

キャリア形成支援制度に関する計画書

1 キャリアコンサルティングの担当者の人数

	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者との兼任状況	キャリアコンサルティングに関する具体的な職務経験又はその有する知見
計	1	1	0	1	(具体的に記載すること)
キャリアコンサルタント	0	0	0	—	
上記以外の担当者	1	1	0	—	
営業職	1	1	0	—	4年以上の人事経験あり
その他	0	0	0	—	

2 キャリアコンサルティング窓口

窓口の開設方法	キャリアコンサルティングを行う場所	備考
1 事務所に設置・2 電話での相談窓口の設置・3 e-mailでの専用窓口の設置・4 専用WEBサイトの設置・5 その他	1 社内(本社、支社等を含む)の特定の場所・2 社内の不特定の場所・3 派遣先の特定の場所・4 派遣先の不特定の場所・5 社外・6 その他	
1, 2, 3	1	

3 キャリアコンサルティングに関するマニュアル等の有無

① 有	2 無
-----	-----

4 キャリアアップに資する教育訓練

		キャリアアップ措置の種別 (1 入職時等基礎的訓練、2 職能別訓練、3 職種転換訓練、4 階層別訓練、5 その他の教育訓練)	対象となる派遣労働者の種別 (1 雇入時・2 派遣中・3 待機中・4 入社○年目(階層別訓練の場合のみ選択のこと)・5 その他)	1人当たり年間平均実施時間				訓練の方法の別 1 OJT ・ 2 OFF-JT	訓練費負担の別 1 無償(実費負担なし)・ 2 無償(実費負担あり)・ 3 有償	賃金支給の別 1 有給(無給部分なし)・ 2 有給(無給部分あり)・ 3 無給		
				具体的な教育訓練	具体的な対象労働者	人数	1年目				2年目	3年目
①	1	現場業務の基礎・管理手法基礎	1	7年以上雇用見込み派遣労働者	3	4	0	0	0	2	1	1
②	2	工程(施工順序・手段)管理手法	2	7年以上雇用見込み派遣労働者	3	2	4	0	0	1	1	1
③	2	品質(強度・材料・構造等)管理手法	2	7年以上雇用見込み派遣労働者	3	2	4	0	0	1	1	1
④	4	二級土木施工管理技術士取得支援	4	7年以上雇用見込み派遣労働者	3	0	0	4	2	2	1	1
⑤	4	一級土木施工管理技術士取得支援	4	7年以上雇用見込み派遣労働者	3	0	0	2	4	2	1	1
⑥	4	労務管理・マネジメント研修	4	7年以上雇用見込み派遣労働者	3	0	0	2	2	2	1	1
1人当たりの平均実施予定時間の合計(「訓練費負担の別」が「1 無償(実費負担なし)」であり、「賃金支給の別」が「1 有給(無給部分なし)」であるもののみ合計可。)						8	8	8	8			
「キャリアアップに資する教育訓練」実施にあたって支払う賃金額(1人1時間当たり平均)										1,625		
備考												

※ 1人当たりの平均実施予定時間が、年間概ね8時間に満たない場合、備考欄にその具体的な理由を記載すること

5 上記教育訓練が、キャリアアップに資すると考える理由

専門的業務に従事するために、業務の精度を高める教育訓練を行うことで、派遣先との連携が図れ相乗効果で職務遂行能力が高められる。また、その後の職種転換や階層別へ進むことが出来るよう、中長期的なキャリア形成となる教育訓練計画を策定したことが、キャリアアップに資すると考えている。

無期雇用派遣労働者への中長期的なキャリア形成を考慮に入れた教育訓練の実施	① 有 2 無	備考
--------------------------------------	---------	----

7 上記6の実施にあたってどのようなことを考慮しているのかを具体的に記載すること

長期的な派遣就業が可能となるように、専門的知識と経験を積むために派遣先の協力を得ながらキャリア形成に取り組む。また、業務的には、専門的管理と労務管理の両面の経験と知識の習得で、幅広いキャリア形成が出来るよう考慮している。

8 派遣労働者のキャリアアップ措置に係る教育訓練に用いる施設、設備等の概要

--

※ 様式第3号の8欄と異なる場合のみ記載すること

9 教育訓練等の情報を管理した資料の保存期間が労働契約終了後3年間以上あること	① 有 2 無
---	---------

10 備考

※労働局記載欄
